

2022年6月10日

株主各位

東京都中野区本町1-32-2
ペットゴー株式会社
代表取締役社長 黒澤 弘

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名及びご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はなるべくお控えいただき、株主様には可能な限り委任状のご返送をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用等の感染防止対策をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午後5時
2. 場 所 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー12階
当社本社会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上
1

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト <https://corp.petgo.jp/ir/> に掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ペットゴー株式会社
代表取締役社長 黒澤 弘

2. 議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置が導入されることに備え、変更案第15条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。また、当該規定の新設・削除にかかる定款一部変更の効力発生日等に関する事項につき、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第14条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条～第 37 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 37 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（附 則）</u></p> <p>第 1 条</p> <p><u>1 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
黒澤 弘 ひろし (1971年6月25日生)	1994年4月 住友商事(株)入社 2000年4月 McKinsey&Company 入社 2004年11月 ペットゴー株式会社（当社）を設立 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ペットゴープロダクツ株式会社 代表取締役社長	362,200株
小出 文彦 ふみひこ (1979年1月10日生)	2001年4月 (株)アルファシステムズ入社 2005年11月 楽天(株)入社 2006年8月 当社入社 2008年6月 当社取締役(現任)	40,200株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(提供書面)

事業報告

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぐもとで、消費活動の持ち直しが明確化している一方で、当社グループの主たる商品であるペットフードやペット用品は犬猫の日常生活に必要な消費財であるため、景気による影響を受けにくい商品であります。なお、新しい生活様式の浸透による様々な情報通信技術の活用が、デジタル分野にプラスの影響を及ぼしている可能性がございます。

当社が属するペット業界におきましては、犬の飼育頭数が減少傾向、猫の飼育頭数は増加傾向であります。1年以内新規飼育者の飼育頭数は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、犬猫ともに増加傾向にあります。また、医療技術の進歩やペットオーナーのペットに対する意識が変化しており、ペットの平均寿命が長くなると同時に、総世帯平均のペット関連年間支出額も増加傾向となっております。

以上のような環境の中で、当社グループは「ハッピーペットライフ・ハッピーワールド～ペットライフを幸せに・世の中を幸せに」という当社のスローガンを実現すべく事業に取り組んでまいりました。

ペットヘルスケア事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により海外で製造されているナショナルブランド商品にサプライチェーン問題が発生し、一部商品の欠品が長期間に渡る状況が続きました。そのような状況の中で新規店舗をオープンし、継続して販促投資を実施した結果、アクティブユーザー数が61万人、累計ユニーク購入者数が200万人となりました。また、新しい倉庫管理システムの導入や外部への業務委託によって、増加する取り扱い物量に対応するとともに、物流業務の安定性及び生産性の向上を図ってまいりました。

これらの結果、売上高は9,650,237千円(前連結会計年度比2.1%増)、営業利益は165,148千円(前連結会計年度比65.3%増)、経常利益は152,801千円(前連結会計年度比35.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は105,128千円(前連結会計年度比47.8%増)となり、増収増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は6,360千円で、その主なものはD2Cブランド製品の製造に使用する金型となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、金融機関4行と契約している当座貸越契約総額1,450,000千円を必要に応じて使用するとともに、資金需要に応じて長期借入金350,000千円の調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

① D2Cブランド製品の開発強化

当社グループが販売する犬猫の食事療法食や動物用医薬品等のペットヘルスケア商品の多くは、海外企業によるナショナルブランドが大きな市場シェアを有しており、当社グループの商品売上においても高い依存度となっております。これらの海外企業の経営方針の変更や原材料高騰等により、商品調達価格の値上げ、商品の廃盤欠品、当該ナショナルブランドのブランド力の毀損等の事態の発生により、ペットオーナーの購入価格上昇の可能性や継続的な商品の供給が困難になる可能性があり、ペットライフのQOL向上に大きな支障を与える可能性があります。

そのため、これらの海外ナショナルブランド商品の依存度を下げ、D2Cブランド製品の売上構成比を向上していくことがペットオーナーに対する安定的な商品供給と当社グループの収益性を高めていく上で重要な課題であると認識しております。

当社グループは今後、これら海外企業のナショナルブランドに対する競争力向上を図るため、高品質で付加価値の高い商品の開発、競争力ある価格の実現及び品揃えの拡充による商品ポートフォリオの確立によって、ペットオーナーに支持されるD2Cブランドの構築を行って参ります。

② 自社オンラインサイトの認知度向上

当社グループがペットヘルスケア商品を販売する自社オンラインサイトは、ペットが日常的に使用する物品を販売するチャンネルであるため、ペットオーナーにおける認知度が当社グループの業績に与える影響は大きく、今後の継続的な成長のためには、多くのペットオーナーから支持されるブランド価値を構築していくことが重要な課題であると認識しております。ペット市場は今後も拡大し、競争も激化することが予想されます。今後の継続的な事業拡大及び競合企業との差別化を図るためには、ペットオーナーに対する自社オンラインサイトのブランド確立及び認知度の向上が必要不可欠であると考えております。

当社グループは今後も引き続き、ネット広告等を利用した自社オンラインサイトの広告宣伝活動を通じ、ペットオーナーの認知度が高いサイトを目指して参ります。

③ DXプラットフォームの強化

当社グループの事業は、Eコマースでの展開を中心としており、事業運営に係るDXプラットフォームの重要性が極めて高いことから、当該プラットフォームを安定して稼働させることが重要な課題であると認識しております。このため、安定した事業運営を行うにあたっては、新たな機能やサービスの導入等の継続的なシステム開発、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散等の対応及びセキュリティの一層の強化等の安定的なシステム運用が求められております。当社グループでは今後、システムプラットフォーム開発及び安定運用のための人員確保、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や社内エンジニアの教育・研修の実施等に努めて参ります。

④ 物流機能の強化

当社グループの事業であるペットヘルスケア商品販売のEコマースにおいては、今後も継続的な成長が見込めることから、その成長の実現にあたっては、注文件数の増大に対応した物流機能の強化が重要な課題であると認識しております。受注件数の増加に対応するため、当社グループが運営する自社物流センタ

ーでは、システムによる入出荷、在庫管理を行っております。しかしながら、突発的な受注増や複雑化する物流業務に対して今後も安定的な運用を維持していくためには、さらなる出荷能力の向上及び業務の効率化が不可欠となっております。そのため、当社グループでは、自社で開発したクラウド型の倉庫管理システムにより入出荷プロセスの最適化に努めること及び外部の物流業者に業務委託を行うことで、出荷能力の拡大及び業務の効率化に取り組んで参ります。

⑤ 人材の育成及び確保

今後の事業拡大及び収益基盤の確立のためには、当社グループ従業員の継続的な能力育成及び成長機会の提供と優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため、採用面においては、中途採用を中心に優秀な人材の確保に努めて参ります。また、人的基盤を強化するために、研修受講等による採用担当者のスキル向上など採用体制の強化、教育・育成・指導の実施、社員の職位・職務に応じた適切な研修制度の確立及び人事評価制度の高度化等を積極的に推進し、当社グループ従業員の教育・育成を進め、働き甲斐のある職場環境の整備を行って参ります。

⑥ コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、急速な成長段階にあり、業務運用の効率化やリスク管理のための内部管理体制のさらなる強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、コンプライアンスマニュアルの制定等コンプライアンスを徹底する体制の強化に加え、基幹業務システムの有効活用による業務の効率化、事業部門サイドと管理部門サイドのコミュニケーションの徹底、継続的な内部監査の実施による内部管理体制の強化、監査等委員監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実、定期的なコーポレート・ガバナンスに関する社内教育の実施などを引き続き行って参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	15 期 (2019 年 3 月期)	16 期 (2020 年 3 月期)	17 期 (2021 年 3 月期)	18 期 (2022 年 3 月期)
売上高 (千円)	—	8,131,629	9,455,947	9,650,237
経常利益 (千円)	—	22,847	112,891	152,801
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	15,238	71,128	105,128
1 株当たり当期純利益 (円)	—	12.89	59.46	87.89
総資産 (千円)	—	2,134,517	2,293,691	2,488,031
純資産 (千円)	—	278,178	349,307	454,789
1 株当たり純資産 (円)	—	232.55	292.01	380.20

(注) 1. 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますが、第 16 期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。

2. 2021 年 12 月 4 日付けで、普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っております。1 株

当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第16期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日等)を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	15 期 (2019 年 3 月期)	16 期 (2020 年 3 月期)	17 期 (2021 年 3 月期)	18 期 (2022 年 3 月期)
売上高 (千円)	8,003,087	8,133,429	9,457,747	9,652,037
経常利益 (千円)	57,190	16,980	100,810	130,040
当期純利益 (千円)	46,480	10,750	62,375	89,355
1株当たり当期純利益 (円)	8,424.94	9.09	52.14	74.70
総資産 (千円)	2,349,336	2,122,881	2,271,691	2,449,051
純資産 (千円)	226,521	267,151	329,527	419,236
1株当たり純資産 (円)	38,954.74	233.33	275.48	350.47

- (注) 1. 2021年12月4日付けで、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第16期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ペットゴープロダクツ株式会社	1,000 千円	100.0%	ペットヘルスケア事業

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

自社オンラインサイト及び他社オンラインモール等を通じ、一般消費者に対して、犬猫用の食事療法食や動物用医薬品を中心とするペットヘルスケア商品の販売及びこれに関連する各種サービスの提供を行っております。

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本社：東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー12 階
 物流センター：神奈川県厚木市酒井 3070

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

使用人数	前期比増減
53(4)名	1名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用人員（パートタイマーを含み、派遣社員等を除く）は、年間平均雇用者数を（ ）外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
53(4)名	1名減	40.6歳	5.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用人員（パートタイマーを含み、派遣社員等を除く）は、年間平均雇用者数を（ ）外数で記載しています。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	509,160千円
株式会社横浜銀行	206,652千円
株式会社三井住友銀行	116,500千円
株式会社商工組合中央金庫	25,270千円
株式会社三菱UFJ銀行	25,001千円

(注) 当座貸越契約による調達額の残高を含んでおります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月28日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場しました。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,784,800 株
- (2) 発行済株式の総数 1,196,200 株
- (3) 株主数 22 名
- (4) 大株主(上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
黒澤 弘	362,200 株	30.3%
SMBC ベンチャーキャピタル 2 号投資事業有限責任組合	100,000 株	8.4%
中谷 将史	97,200 株	8.1%
サーラエナジー株式会社	76,000 株	6.4%
株式会社 AMG	75,400 株	6.3%
アイペット損害保険株式会社	60,000 株	5.0%
AG キャピタル株式会社	50,000 株	4.2%
株式会社コーポレート・アドバイザーズ	43,200 株	3.6%
小出 文彦	40,200 株	3.4%
住友商事株式会社	40,000 株	3.3%

(5) その他の株式に関する重要な事項

2021 年 12 月 4 日付けで、普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数が、40,000 株から 4,784,800 株に、発行済株式の総数が 5,981 株から 1,196,200 株になっております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日	2013年10月23日	2014年5月28日	2014年6月25日	2016年6月22日
区分	取締役	取締役	取締役	監査等委員
保有者数	1名	1名	1名	1名
新株予約権の数	50個	20個	50個	25個
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	4,000株	10,000株	5,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の1個あたりの発行価額	無償	無償	無償	無償
新株予約権の1株当たりの行使価額	800円	800円	800円	900円
新株予約権の行使期間	2015年10月24日から 2023年10月23日まで	2016年5月29日から 2024年5月28日まで	2016年6月26日から 2024年6月25日まで	2018年6月23日から 2026年6月22日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)1	(注)1	(注)1	(注)1

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日	2018年3月29日		2018年6月18日	2021年3月16日
区分	取締役	監査等委員	取締役	取締役
保有者数	1名	3名	1名	1名
新株予約権の数	260個	180個	360個	20個
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株	36,000株	72,000株	4,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	普通株式
新株予約権の1個あたりの発行価額	無償		無償	無償
新株予約権の1株当たりの行使価額	900円		900円	900円
新株予約権の行使期間	2020年3月30日から 2028年3月29日まで		2020年6月19日から 2028年6月18日まで	2023年3月17日から 2031年3月16日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)1		(注)1	(注)1

(注)1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当時に当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として承認した場合を除く。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の権利行使は認めない。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権が権利行使可能となった場合であっても、当社がその普通株式を国

内又は国外の証券取引所に上場するまでは新株予約権を行使することができない。

④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 2021年12月4日付けで、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、目的となる株式の数及び行使価額は調整されております。

(2) その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長（CEO）	黒澤 弘	ペットゴープロダクツ株式会社 代表取締役社長
取締役（CTO）	小出 文彦	—
取締役 （常勤監査等委員）	百田 功	—
取締役 （監査等委員）	藤池 智則	堀総合法律事務所 パートナー 株式会社ベネフィット・ワン 監査役 株式会社エディア 取締役監査等委員
取締役 （監査等委員）	伊藤 章子	伊藤章子公認会計士事務所 代表 ピクシーダストテクノロジー株式会社 監査役 株式会社アイスタイル 監査役 株式会社コンヴェアノ 取締役

(注) 1. 取締役（監査等委員）百田功氏、取締役（監査等委員）藤池智則氏、取締役（監査等委員）伊藤章子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 百田功氏は、長年に渡る総合商社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社の業務全般を含めた経営の監督の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しており、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員）藤池智則氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、企業法務とコンプライアンスの観点から監査等委員監査の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

4. 取締役（監査等委員）伊藤章子氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、財務及び会計の専門的な見地から監査等委員監査の強化を図ることができるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

5. 取締役（監査等委員）百田功氏、取締役（監査等委員）藤池智則氏、取締役（監査等委員）伊藤章子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 取締役（監査等委員）伊藤章子氏の戸籍上の氏名は、浜田章子であります。

7. 2022年1月11日付をもって、社外取締役であった照沼大氏は、辞任により退任いたしました。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の重要な兼職の状況
社外取締役	照沼 大	日本ベンチャーキャピタル株式会社 執行役員

8. 2022年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

氏 名	役職名
大久保 靖	執行役員管理部長
佐藤 建史	執行役員経営企画部長

(2) 責任限定契約の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該定款に基づき、百田功氏、藤池智則氏及び伊藤章子氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方針の決定に関する方針を定めております。その内容は当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみによって構成することとしております。なお、業績連動報酬は採用していません。

その決定方法は、基本報酬は月例の固定報酬とし役位、職責及び在任年数に応じて、他社水準及び当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。また、非金銭報酬は企業価値向上のためのインセンティブとしてのストック・オプションの付与とし、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、役位及び職責に応じて付与する新株予約権の数を定め、その他の条件を含めて株主総会及び取締役会の決議により適宜付与することとしております。

② 取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は 2019 年 6 月 27 日であり、取締役（監査等委員であるものを除く）が年額 100 百万円以内（決議時の員数は 3 名、うち社外取締役 1 名）、監査等委員であるものが年額 30 百万円以内（決議時の員数は 3 名、うち社外取締役 3 名）と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬等の額は、取締役会の委任に基づき代表取締役社長の黒澤弘が決定しますが、当該権限が適切に行使されるように、原案を取締役に諮問し答申を得て、代表取締役社長はその答申の内容に従って決定をしなければならないものとされております。また、当社の監査等委員の個人別の報酬の算定方法は、常勤・非常勤の別及び担当分野等をもとに監査等委員会の協議にて決定してあります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、社外取締役が過半数を占める取締役会で審議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断してあります。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	48,049	48,049	—	—	2
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,501 (8,501)	8,501 (8,501)	—	—	3 (3)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役藤池智則氏は、堀総合法律事務所のパートナー、株式会社ベネフィット・ワン監査役、株式会社エディア取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係及び取引はありません。

取締役伊藤章子氏は、伊藤章子公認会計士事務所代表、ピクシーダストテクノロジーズ株式会社監査役、株式会社アイスタイル監査役、株式会社コンヴァノ取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係及び取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	百田 功	当事業年度に開催された取締役会 18 回中 18 回、監査等委員会 15 回中 15 回すべてに出席し、その経歴を通じて培った豊富な経験・見識からの視点に基づき発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤池 智則	当事業年度に開催された取締役会 18 回中 18 回、監査等委員会 15 回中 15 回すべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	伊藤 章子	当事業年度に開催された取締役会 18 回中 18 回、監査等委員会 15 回中 15 回すべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 24,800 千円

(注) 監査等委員会は、取締役会から提案された会計監査人に対する報酬に対して、当社の規模・特性、監査日数等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容と報酬の額

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務を委託しており、その報酬の額は2,000千円となります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に障害ある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項ありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社グループでは、「ハッピーペットライフ・ハッピーワールド～ペットライフを幸せに・世の中を幸せに」をスローガンとして掲げ、「ペットのQOL向上」というビジョンを達成するためにテクノロジーを駆使してペットの健康寿命を最大化していくことをミッションとしております。このような明確な経営理念、スローガン及びミッションの下、法令、定款、社会規範等の遵守を経営の基本とし、取締役及び使用人はこれらに従って職務を遂行します。
- (ii) 意思決定及び業務執行について関係諸規程を定め、業務分掌及び職務権限を明確にするとともに、相互に必要な牽制を行う体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現します。
- (iii) 監査等委員会は、取締役の職務の執行について、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき、独立した立場から監査します。
- (iv) 内部監査部門として、業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査担当者を設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務の執行、コンプライアンスの状況等を監査します。その結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用されます。なお、内部監査部門は当社全体の監査を実施します。
- (v) 取締役及び使用人に対して、継続的にコンプライアンスに係る研修、啓蒙等を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程に基づき、適切な記録、保存及び管理を行います。取締役、会計監査人等は、これらの情報の記録を必要に応じて閲覧することができます。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク・コンプライアンス管理規程を定め、当社におけるリスクの把握、分析及び評価をするとともに、その結果に基づきリスクの回避、低減等の対応を適切に行います。
- (ii) 取締役会の直属機関として取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員で構成され、監査等委員がオブザーバーとして参加権を有するリスク・コンプライアンス管理委員会にて、リスク・コンプライアンス管理規程の実施について責任を負う実施統括責任者を設置し、当社における業務執行に係るリスクの管理体制の構築及び推進を行います。
- (iii) 実施統括責任者は、リスク・コンプライアンス管理委員会とともに、当社におけるリスクの統括管理を担当し、リスクの一元的な管理、対応及び突発的かつ重大の事態が発生した際の対策を行います。
- (iv) リスク・コンプライアンス管理規程の各部門における実施に関する責任を負う実施責任者は、各部門における個別のリスクを把握し、分析し、及び評価するとともに、適切にリスク・コンプライアンス管理委員会及び実施統括責任者に報告します。
- (v) 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
- (vi) 情報セキュリティに係るリスクは当社における重要なものと位置付け、個人情報保護法、個人情報

報管理規程、情報セキュリティ管理規程、パソコン使用規程、プライバシーマーク制度等に従い、厳重に管理します。また、取締役及び使用人への研修、啓蒙等を行います。

(viii) 当社は、必要に応じて、弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部の専門家の助言を受けられる体制を整備し、リスクの未然防止及び早期発見に努めます。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役からその業務執行状況の報告を徴収し、必要な監督を行います。

(ii) 常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、当社における経営に関する重要事項の協議等を行います。

⑤ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認める場合、監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人を置きます。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、人事評価等の決定に当たって、監査等委員会の承認を得ます。また、当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲においては、当該職務に優先して従事します。

⑦ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社の子会社の取締役が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(i) 当社の監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、並びに必要に応じてリスク・コンプライアンス管理委員会に出席することにより、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役から重要事項の報告を受けます。なお、当社の子会社については、これを当社の一部門と位置付けて管理するため、当社の監査等委員が一元的に重要事項の報告を受けます。

(ii) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役は、当社の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

(iii) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査の結果を当社の監査等委員会に報告します。

⑧ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 内部通報の窓口として管理部長及び顧問弁護士を設定し、内部通報制度規程に基づき、これらの者は当社の監査等委員会に対して内部通報に関する事項を適切に報告します。

(ii) 当社においては、内部通報規程の定めるところにより、内部通報をした者を、当該報告をしたことを理由として、不利益に取扱うことを禁止しています。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関

する事項

監査等委員が、監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払、償還、弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理します。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査等委員は、代表取締役社長その他取締役との間で、定期的に意見交換を行います。
- (ii) 監査等委員会は、内部監査部門と各事業年度の内部監査計画について協議するとともに、内部監査の結果及び指摘等について適宜意見交換を行うなど、内部監査部門との連携を図ります。
- (iii) 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人との間で情報交換等の連携を図ります。

(2) 当該体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社における適正かつ効率的な業務運営を確保するために、法令、定款、社内規程の遵守、内部監査担当者による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社の内部統制システム全般の整備・運用を行いました。

② リスク管理・コンプライアンス

当社におけるリスクの把握、分析及び評価をするとともに、その結果に基づきリスクの回避、低減等の対策を行うため、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、取締役（監査等委員を除く）・執行役員で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は適宜開催されており、当社の業務運営に関連するリスクを洗い出し、重要度に応じて都度対応方針を議論しております。

また、企業倫理、コンプライアンス、インサイダー取引、個人情報保護に関する研修を実施し、法令遵守の意識向上に努めております。

リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網を整備するとともに、当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、外部顧問弁護士の協力を得て十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

③ 取締役の職務執行

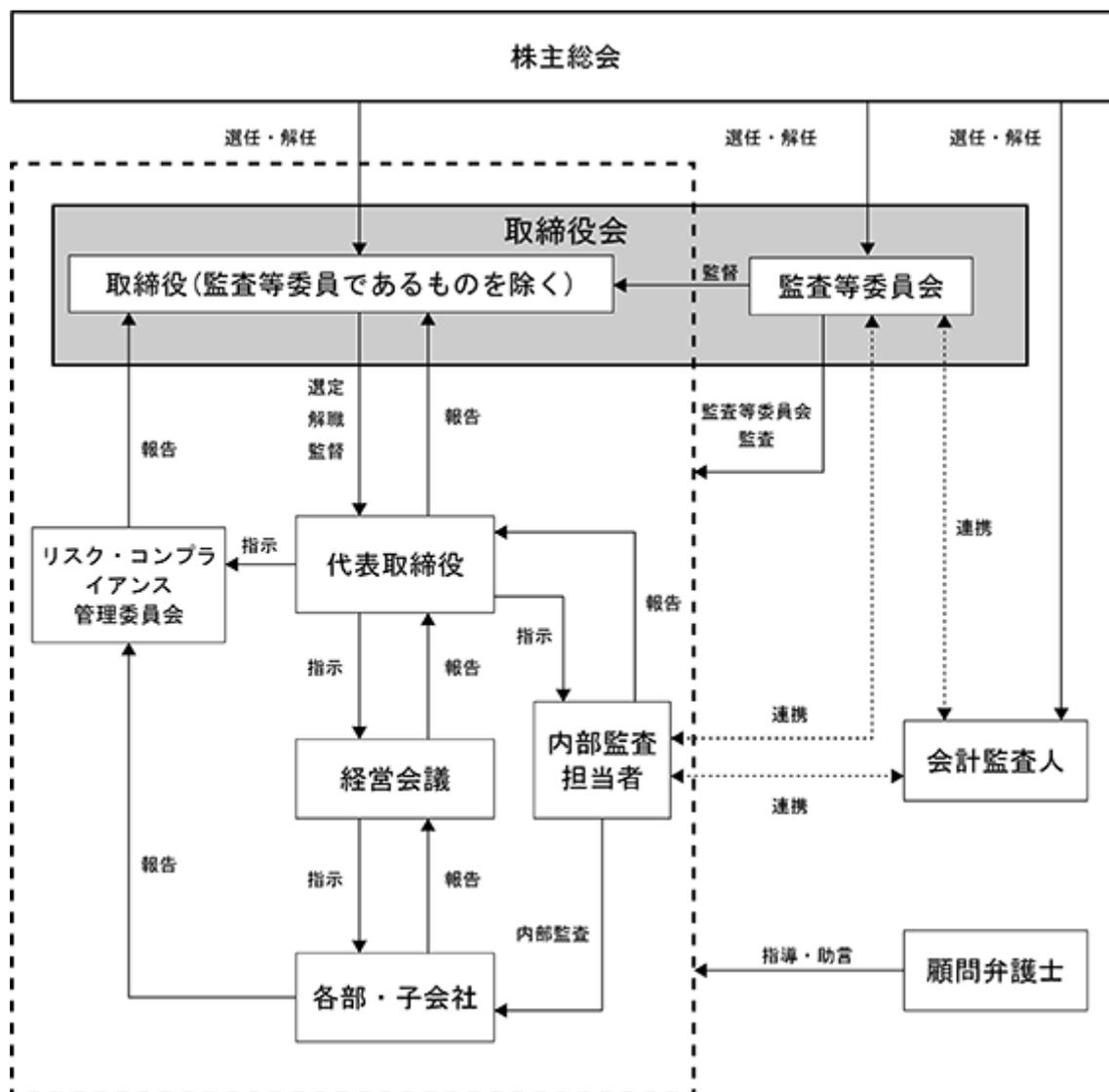
当社は、社内規程に基づき原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社の業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう、取締役会とは別に構成される経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達を行い、業務執行状況や事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な議論を行いました。

④ 監査等委員

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して法定の報告のみならず、当社の業績等、当社の業務状況につき、定期的又は当社の監査等委員からの要請に応じて報告を行っております。監

査等委員は、取締役会への出席及び取締役会とは別に構成される監査等委員会及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査等委員は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当者、各事業部門等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(当該企業統治の体制図)



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つであると認識しております。したがって、事業の継続的な拡大と経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績の推移、財務状況、今後の事業投資計画等を総合的に勘案して、配当を実施していくことを基本方針といたします。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部

留保の充実を図り、事業拡大のための投資と財務体質の強化に充当し、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えております。

当社は、設立以来配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保に努める方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は毎年9月30日を基準日として中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,411,399	流動負債	1,789,548
現金及び預金	782,886	買掛金	827,383
売掛金	653,256	短期借入金	473,999
商品	930,595	一年内返済予定長期借入金	191,950
貯蔵品	4,449	未払金	212,734
その他	40,210	リース債務	696
		未払法人税等	21,396
固定資産	76,632	賞与引当金	20,935
有形固定資産	39,041	その他	40,453
建物	47,671		
車両運搬具	4,661	固定負債	243,693
工具、器具及び備品	63,969	長期借入金	216,634
リース資産	3,428	リース債務	954
減価償却累計額	△80,689	資産除去債務	24,633
無形固定資産	3,749	その他	1,471
ソフトウェア	3,416	負債合計	2,033,241
その他	333	(純資産の部)	
投資その他の資産	33,841	株主資本	454,789
繰延税金資産	10,800	資本金	279,740
その他	23,040	資本剰余金	236,739
		利益剰余金	△61,690
		純資産合計	454,789
資産合計	2,488,031	負債純資産合計	2,488,031

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,650,237
売上原価		7,076,410
売上総利益		2,573,826
販売費及び一般管理費		2,408,678
営業利益		165,148
営業外収益		
受取利息	9	
受取賃貸料	23,156	
その他	2,990	26,156
営業外費用		
支払利息	7,230	
支払賃料	22,328	
チャージバック損失	8,734	
その他	209	38,503
経常利益		152,801
税金等調整前当期純利益		152,801
法人税、住民税及び事業税	42,085	
法人税等調整額	5,586	47,672
当期純利益		105,128
親会社株主に帰属する当期純利益		105,128

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	279,740	236,739	△167,172	349,307	349,307
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	353	353	353
会計方針の変更を反映 した当期首残高	279,740	236,739	△166,819	349,660	349,660
当期変動額					
親会社株主に帰属す る当期純利益	—	—	105,128	105,128	105,128
当期変動額合計	—	—	105,128	105,128	105,128
当期末残高	279,740	236,739	△61,690	454,789	454,789

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ペットゴープロダクツ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ア 商品

主として移動平均法

イ 貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
車両運搬具	4～8年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担する分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

ペットヘルスケア事業においては、自社オンラインサイト及び他社オンラインモール等にて、主にペットヘルスケア商品の販売を行っています。

自社オンラインサイトではカスタマー・ロイヤルティ・プログラムとしてペットゴーポイントを付与しているため、商品の販売とポイントの付与という履行義務を識別しており、顧客との契約単位で、取引価格を独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、商品の販売については商品の出荷時点、ポイントの付与についてはポイントの利用時点で、それぞれ収益を認識しております。

また、返品条件付きで販売している商品については、顧客は返品権を有しているため、収益を認識する際に返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりとなります。

当社グループは、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムとして、主に自社オンラインサイトでの会員の購入金額に応じてペットゴーポイント(以下「ポイント」という。)を付与しております。従前は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として、取引価格の配分を行う方法へ変更しております。また、返品されると見込まれる商品については、売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しております。また、従前は販売費及び一般管理費として計上していた販売促進のための費用は、売上高から減額しております。

なお、当該収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて、連結損益計算書の売上高は 216,379 千円減少し、売上原価は 2,072 千円減少し、販売費及び一般管理費は 212,614 千円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ 1,691 千円減少しております。また、利益剰余金への影響は軽微であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、連結計算書類に与える影響額はあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行 4 行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,450,000 千円
借入実行残高	473,999 千円
差引借入未実行残高	976,001 千円

2. 流動負債のその他のうち、契約負債の残高 18,885 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,196,200 株

(注) 2021 年 12 月 4 日付けで、普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が 1,190,219 株増加しております。

2. 当連結会計年度の末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 305,400 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等に必要な資金を主として銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で管理しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。買掛金、未払金及び未払法人税等は、数ヶ月で決済されるものであります。短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年であります。また、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクを内包しております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰り計画を更新し、手元流動性の維持を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※)	408,584	408,187	△396
(2) リース債務(※)	1,650	1,646	△4
負債計	410,234	409,833	△400

(※) 1年以内に返済すると予定されている額を含めております。

(注) 長期借入金及びリース債務の連結決算日の返済予定額

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	191,950	153,324	63,310	—	—
リース債務	696	712	241	—	—
合計	192,646	154,036	63,551	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	408,187	—	408,187
リース債務	—	1,646	—	1,646
負債計	—	409,833	—	409,833

(注) 時価の算定用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

販売経路別の収益の分解と主たる商品及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

販売経路別	商品の販売
自社オンラインサイト	2,388,013
他社オンラインモール等	7,262,223
合計	9,650,237

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4.(4)②重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 返品資産、返金負債及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度における顧客との契約から計上された返品資産、返金負債及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりとなります。

また、連結貸借対照表上、返品資産は流動資産の「その他」に、返金負債及び契約負債は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(単位：千円)

	2022年3月31日	
	期首残高	期末残高
返品資産	2,904	4,977
返金負債	3,939	6,731
契約負債	12,414	18,885

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,410千円
投資有価証券評価損	4,867 "
資産除去債務	7,542 "
商品評価損	839 "
未払事業税	1,831 "
その他	5,824 "
繰延税金資産小計	27,315千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,436 "
評価性引当額小計	△12,436 "
繰延税金資産合計	14,878千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,078 "
繰延税金負債合計	△4,078 "
繰延税金資産純額	10,800千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり当期純利益 87円89銭
2. 1株当たり純資産 380円20銭

(注) 2021年12月4日付けで、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 一般募集による新株式の発行

当社は、2022年4月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了しております。

- ① 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数 普通株式550,000株
- ③ 発行価格 1株につき550円
- ④ 引受価額 1株につき506円
- ⑤ 資本組入額 1株につき253円
- ⑥ 発行価格の総額 302,500千円
- ⑦ 引受価額の総額 278,300千円
- ⑧ 資本組入額の総額 139,150千円
- ⑨ 払込期日 2022年4月27日
- ⑩ 資金の用途 D2Cブランド製品成長のための費用に充当する予定であります。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2022年4月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議しております。

- ① 募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 発行する株式の種類及び数 普通株式 94,500 株
- ③ 割当価格 1株につき 506 円
- ④ 資本組入額 1株につき 253 円
- ⑤ 割当価格の総額 47,817 千円
- ⑥ 資本組入額の総額 23,908 千円
- ⑦ 払込期日 2022年5月31日
- ⑧ 割当先 みずほ証券株式会社
- ⑨ 資金の用途 上記「1. 一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の用途」と同一であります。

(注) みずほ証券株式会社は、2022年4月28日から2022年5月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,371,612	流動負債	1,786,121
現金及び預金	743,185	買掛金	830,995
売掛金	653,256	短期借入金	473,999
商品	930,595	一年内返済予定長期借入金	191,950
貯蔵品	4,449	未払金	212,717
前渡金	241	未払費用	8,492
前払費用	22,487	リース債務	696
その他	17,395	未払法人税等	16,073
		預り金	2,521
固定資産	77,439	前受金	2,122
有形固定資産	39,041	賞与引当金	20,935
建物	47,671	その他	25,617
車両運搬具	4,661	固定負債	243,693
工具、器具及び備品	63,969	長期借入金	216,634
リース資産	3,428	リース債務	954
減価償却累計額	△80,689	資産除去債務	24,633
無形固定資産	3,749	その他	1,471
ソフトウェア	3,416	負債合計	2,029,815
その他	333	(純資産の部)	
投資その他の資産	34,647	株主資本	419,236
関係会社株式	1,000	資本金	279,740
長期前払費用	1,628	資本剰余金	236,740
繰延税金資産	10,800	資本準備金	236,740
その他	21,218	利益剰余金	△97,243
		その他利益剰余金	△97,243
		繰越利益剰余金	△97,243
		純資産合計	419,236
資産合計	2,449,051	負債純資産合計	2,449,051

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,652,037
売上原価		7,101,515
売上総利益		2,550,521
販売費及び一般管理費		2,408,133
営業利益		142,388
営業外収益		
受取利息	9	
受取賃貸料	23,156	
その他	2,989	26,155
営業外費用		
支払利息	7,230	
支払賃料	22,328	
チャージバック損失	8,734	
その他	209	38,503
経常利益		130,040
税引前当期純利益		130,040
法人税、住民税及び事業税	35,098	
法人税等調整額	5,586	40,685
当期純利益		89,355

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	279,740	236,740	236,740	△186,952	△186,952
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	353	353
会計方針の変更を反映した当期首残高	279,740	236,740	236,740	△186,599	△186,599
当期変動額					
当期純利益	—	—	—	89,355	89,355
当期変動額合計	—	—	—	89,355	89,355
当期末残高	279,740	236,740	236,740	△97,243	△97,243

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合計	
当期首残高	329,527	329,527
会計方針の変更による累積的影響額	353	353
会計方針の変更を反映した当期首残高	329,880	329,880
当期変動額		
当期純利益	89,355	89,355
当期変動額合計	89,355	89,355
当期末残高	419,236	419,236

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
車両運搬具	4～8年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 重要な繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担する分を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

ペットヘルスケア事業においては、自社オンラインサイト及び他社オンラインモール等にて、主にペットヘルスケア商品の販売を行っています。

自社オンラインサイトではカスタマー・ロイヤルティ・プログラムとしてペットゴーポイントを付与しているため、商品の販売とポイントの付与という履行義務を識別しており、顧客との契約単位で、取引価格を独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、商品の販売については商品の出荷時点、ポイントの付与についてはポイントの利用時点で、それぞれ収益を認識しております。

また、返品条件付きで販売している商品については、顧客は返品権を有しているため、収益を認識する際に返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりとなります。

当社は、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムとして、主に自社オンラインサイトでの会員の購入金額に応じてペットゴーポイント(以下「ポイント」という。)を付与しております。従前は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として、取引価格の配分を行う方法へ変更しております。また、返品されると見込まれる商品については、売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しております。また、従前は販売費及び一般管理費として計上していた販売促進のための費用は、売上高から減額しております。

なお、当該収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、損益計算書の売上高は 216,379 千円減少し、売上原価は 2,072 千円減少し、販売費及び一般管理費は 212,614 千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ 1,691 千円減少しております。また、利益剰余金への影響は軽微であります。

(3) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、会計基準の変更に伴い契約負債として「流動負債」のその他に表示し、返品資産は「流動資産」のその他に表示し、返金負債は「流動負債」のその他に表示しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、営業外費用のその他に含めておりましたチャージバック損失（前事業年度 442 千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行 4 行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,450,000 千円
借入実行残高	473,999 千円
差引借入未実行残高	976,001 千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する金銭債務の金額は、次の通りであります。

関係会社に対する短期金銭債務	35,088 千円
----------------	-----------

3. 流動負債のその他のうち、契約負債の残高 18,885 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社との営業取引の金額は、次の通りであります。

売上高	1,800 千円
仕入高	234,309 千円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,410千円
投資有価証券評価損	4,867 "
資産除去債務	7,542 "
商品評価損	839 "
未払事業税	1,831 "
その他	5,824 "
繰延税金資産小計	27,315千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,436 "
評価性引当額小計	△12,436 "
繰延税金資産合計	14,878千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,078 "
繰延税金負債合計	△4,078 "
繰延税金資産純額	10,800千円

(関連当事者との取引に関する注記)

計算書類提出会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ペットゴープロダクツ(株)	東京都中野区	1,000	所有 直接 100.0%	商品仕入 役員兼任	商品仕入	234,309	買掛金	35,088

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 仕入金額については、市場価格を勘案して子会社と協議の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり当期純利益 74円70銭
2. 1株当たり純資産 350円47銭

(注) 2021年12月4日付けで、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 一般募集による新株式の発行

当社は、2022年4月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了しております。

詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますのでご参照ください。

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2022年4月28日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議しております。

詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますのでご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ペ ッ ト ゴ ー 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 井 勇 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 福 島 啓 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ペットゴー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペットゴー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、会社は2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ペ ッ ト ゴ ー 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 三 井 勇 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 福 島 啓 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ペットゴー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、会社は2022年3月25日及び2022年4月11日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2022年4月27日に払込が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における

取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

ペットゴー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 百田 功 ㊞

監査等委員 藤池 智則 ㊞

監査等委員 伊藤 章子 ㊞

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上